

全国中学校柔道大会の審判規定に関する確認事項

日本中学校体育連盟 柔道競技部

上記について、平成23年6月22日発行の冊子「国際柔道連盟試合審判規定2011」の掲載内容に下記の大会確認事項を加え、大会を行うものとする。

1, 第27条(付則) 「相手の後ろ襟・背部又は帯を握ること。」関係

- (1) 後ろ襟を握ることは認める。
- (2) 前、横、後ろを問わず、帯を握ることは瞬時的(1、2秒程度)ならば認める。
- (3) 背部を握った後、柔道衣をたぐりよせて釣り手の一部の指が後ろ襟の内側を握る状態になっても**背部とみなす**。

2, 第27条(付則) 「両膝を最初から畳について背負い投げを施すこと。」関係

内側、外側、時間差を問わず、両膝が最初から畳に着いたと判断したときは「待て」をかけ、合議し、反則と認めれば「指導」を与える。両膝を最初から着いて施す背負い投げは、一本背負い投げも含む。

3, 第27条(付則) 「関節技及び絞め技を用いること。」関係

絞め技の見込み「一本」については安全面に配慮しながらも、安易に適用することがないように、選手の体勢や状態などを見逃さないようによく確認、判断し、十分に見極める。